

平坂荘園自治会地区防災計画

令和3年5月6日作成
令和4年6月11日更新

対象地区の範囲

高石市綾園4丁目6～綾園4丁目7の平坂荘園自治会区内を対象とする。

基本方針と活動目標

○基本方針

- ・災害に備え、実践的な防災活動を実施し、高齢者や乳幼児を含めた地域コミュニティ全体の安全・安心を確保する。
- ・防災をきっかけとして地域コミュニティの活性化を図る。

○活動目標

- ・「自助」と「共助」に基づく地区単位の防災活動を実践するため、年4回の会合と年2回の防災訓練を実施する。
- ・チェックシートの項目の実施割合が3年以内に5割以上とする。

○長期的な活動計画

- ・地区居住者等が自分たちが防災活動の在り方を考え、互いに協力して継続的に活動していくことを目指す。

地区の特性

○自然特性

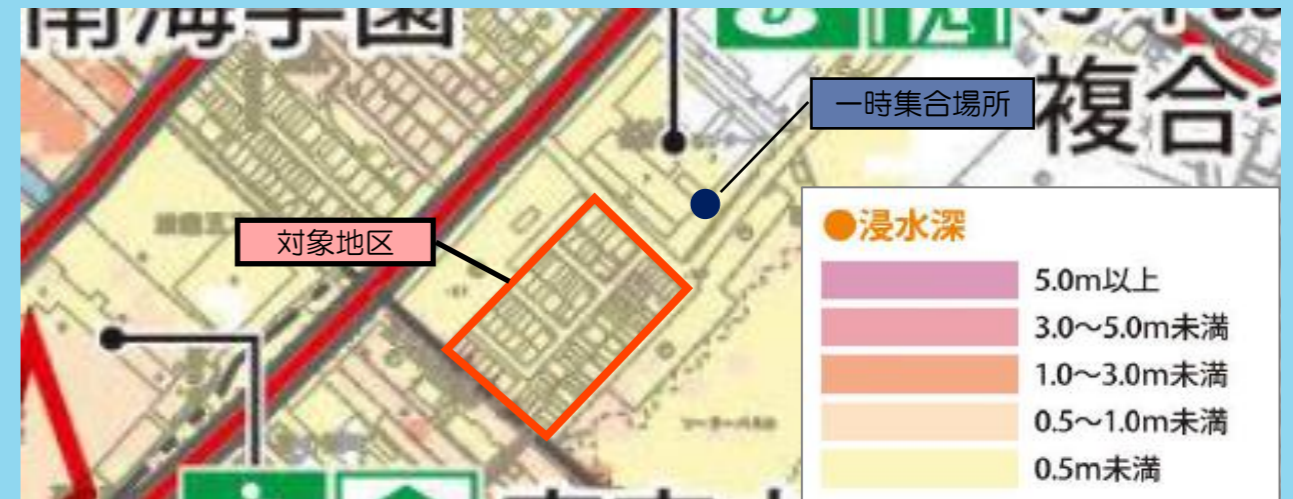
- ・綾井水路に面しており、過去に溢水したことがある。内水・洪水ハザードマップでは、0.5m未満の浸水被害が想定されるため、内水・洪水災害を想定災害に加える。
- ・津波ハザードマップでは、1.0m未満の浸水被害が想定されている。
- ・高潮ハザードマップでは、3.0～5.0mの浸水被害が想定される。
→浸水深が高いため、自宅避難は危険であり、避難所（ふれあいゾーン）への避難とする。

○社会特性

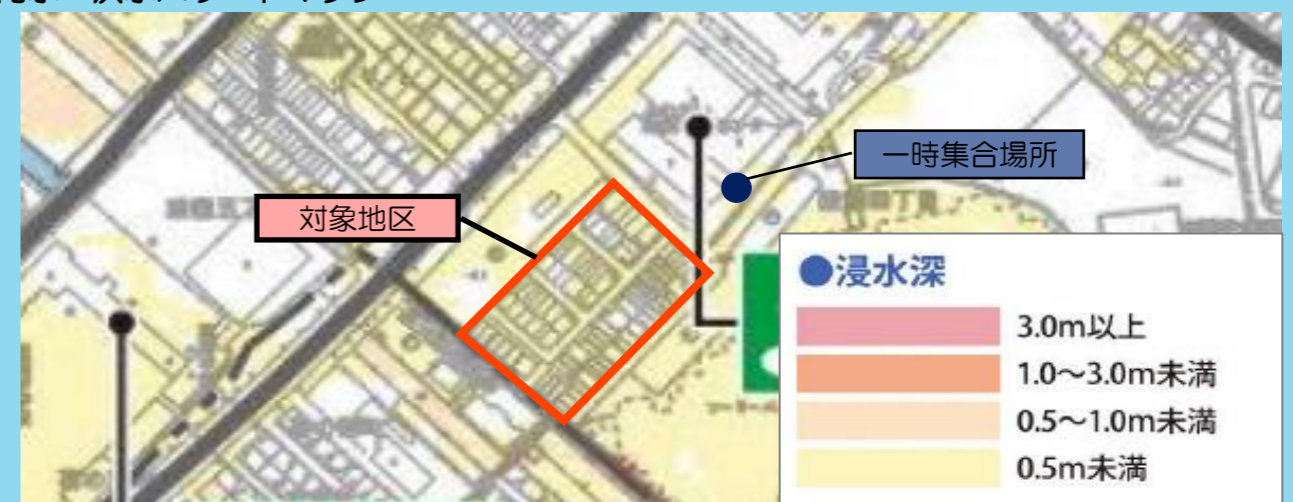
- ・平日の日中は現役世代が少なく、高齢者のみの世帯が多い。
- ・古い家が多い。また、道路が狭く、行き止まりがある。
- ・ABCのラジオ電波塔が隣接している。

防災マップ

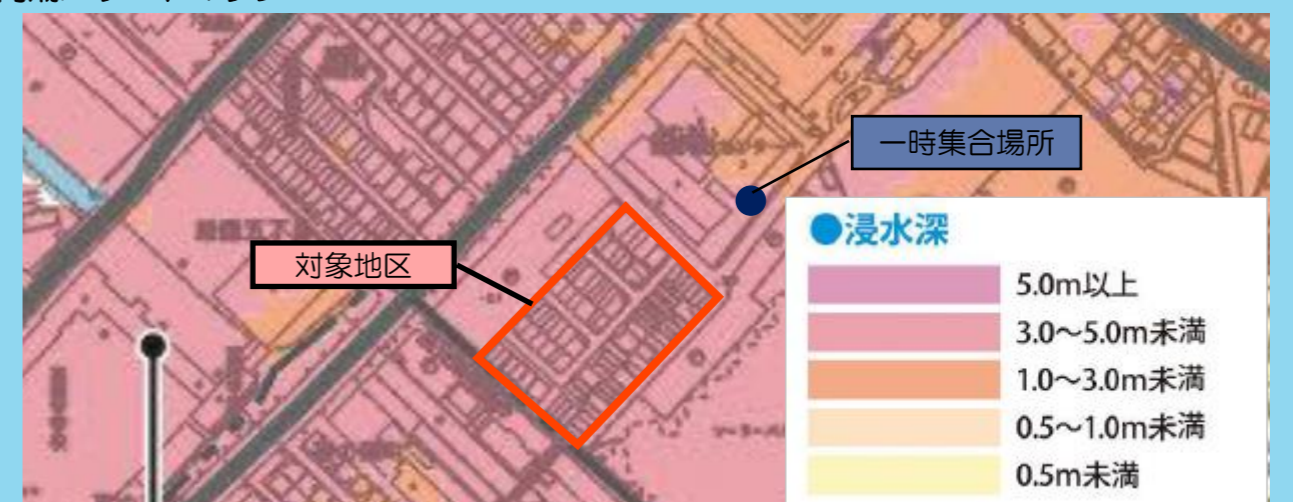
・津波ハザードマップ



・内水・洪水ハザードマップ



・高潮ハザードマップ



平坂荘園自治会地区防災計画

防災活動体制（自主防災組織図）

本部	(平常時) ・組織の総括及び公的防災機関等との連携確保防災計画 ・訓練計画及び各班の運営指導
消火	(平常時) ・出火防止の指導、点検 ・消火器等・初期消火機材の点検 (災害時) ・初期消火訓練の実施 ・初期消火活動 ・出火防止の呼びかけ ・消防機関との協力
救出救護	(平常時) ・災害弱者の把握 ・救出、救護訓練の実施 (災害時) ・負傷者等の救出、救護活動 ・災害弱者の安全確保
避難誘導	(平常時) ・避難場所への避難路の確認 ・避難誘導訓練 (災害時) ・避難場所や避難路の安全確認 ・避難誘導 ・避難者の把握
情報	(平常時) ・防災知識の普及 ・情報収集や伝達訓練の実施 ・講演会等の開催 (災害時) ・災害情報の収集や伝達 ・地域の被害状況の把握 ・公的防災機関との緊急連絡
給食給水	(平常時) ・非常食等の家庭備蓄の呼びかけ ・炊飯用具等の確保と点検 ・炊き出しや給水訓練の実施 (災害時) ・炊き出しや給水の実施 ・応急物資等の調達・配分

平常時の取り組み

○自助に関する活動

- ・家庭や職場からの避難ルートの確認
- ・指定緊急避難場所・指定避難所の確認
- ・連絡方法等の確認
- ・危険個所の確認・改善
- ・避難持ち出し袋（備蓄品）の用意
- ・災害情報の収集と非常時通信手段確保 等

○共助に関する活動

- ・防災のための活動体制づくり
- ・地域における人材育成
- ・訓練の実施（夜間を含む）
- ・要配慮者に関する情報収集と管理
- ・地域コミュニティ内への関係情報の発信

災害時の活動

○住民の避難行動の流れ

①身の安全確保

- テレビ、ラジオ、メールなどにより正確な情報（災害状況等）を入手
- 避難持ち出し袋を持つ
- プレーカを落とす（通電火災防止のため）



②近隣の安全活動

- ご近所隊が中心となり、両隣へ声掛けを実施



③第一次（一時）集合場所に集合

- ふれあいゾーン1階 階段下に集合



④安否確認

- 全員の安否確認（名簿のチェック）
- 家屋の倒壊や火災の発生、ガス臭気がある場合は初動対策部に救援を要請
- けが等の確認 救護



⑤避難誘導

- 指定避難所のふれあいゾーンへ移動（在宅避難が可能な場合は自宅）



⑥避難（指定避難所または在宅避難）

班は全ての確認が完了後、本部へ報告。
隣接班で救援要請があれば活動できるように人員確保と資機材の準備

初期消火活動・救出救助活動
避難行動要支援者支援の実施

災害時の緊急連絡先と伝達手段

○災害時の緊急連絡先

	役員	名前	電話（自宅）	電話（携帯）
本部	会長	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	会計			
ご近所隊	消火班長			
	救出救護班長			
	避難誘導班長			
	情報班長			
	給食給水班長			